

# 司法書士による 「死後事務委任」学習会

日時：2020年9月24日（木）13:00～15:00  
場所：にしなり隣保館スマイルゆ～とあいスタジオ1

司法書士・行政書士伊達合同事務所

代表 司法書士・行政書士 伊達 文彦

大阪市淀川区西中島3-8-15-601

TEL 06-6123-7031

FAX 06-6195-4411

0

## 本日の学習会の内容

- 1 死後事務委任とは？（概略）  
（30～40分）
- 2 死後事務委任の制度の質疑応答  
（20～30分）
- 3 ケーススタディ  
（30分程度）
- 4 学習会の振り返りなど  
（10分程度）

2020/9/24

1

## Ⅰ 死後事務委任とは？

死後事務委任契約とは、

委任者（本人）が受任者である第三者（個人、法人を含む。）に対し、

亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等についての代理権を付与して、死後の事務を委任する契約をいいます。

**通常、公正証書による死後事務委任契約を締結する。**

2020/9/24

2

## Ⅰ 死後事務委任とは？

死後事務の内容

- 【1】 医療費の支払いに関する事務
- 【2】 家賃・地代・管理費等の支払いと敷金・保証金等の支払いに関する事務
- 【3】 老人ホーム等の施設利用料の支払いと入居一時金等の受領に関する事務
- 【4】 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務
- 【5】 菩提寺の選定、墓石建立に関する事務
- 【6】 永代供養に関する事務
- 【7】 相続財産管理人の選任申立手続に関する事務

2020/9/24

3

# I 死後事務委任とは？

## 死後事務の内容

- 【8】 賃借建物明渡しに関する事務
- 【9】 親族等への連絡に関する事務
- 【10】 行政官庁等への諸届け事務
- 【11】 インターネット上のホームページ、ブログ、SNS等への死亡の告知、または閉鎖、解約や退会処理に関する事務
- 【12】 保有するパソコンの内部情報の消去事務
- 【13】 以上の各事務に関する費用の支払いなど

2020/9/24

4

# II 死後事務委任と遺言執行の共通点

**死後事務委任の受任者と、遺言執行者は、それぞれ亡くなった方のために手続きを進める点で同じです。**

- ・ 手続きを実行する人は、身内（親族）でも、専門家（弁護士・司法書士など）でもOK

遺言 ⇒ 遺言執行者

死後事務委任 ⇒ 受任者

2020/9/24

5

### Ⅲ 死後事務委任と遺言執行の相違点 (遺言)

遺言は、

あくまでも民法で規定された財産承継や  
認知、相続人廃除などについて記載をし、  
それを死後、実現することになります。

たとえば、不動産は〇〇へ相続させると  
か、預貯金を△△へ遺贈するとか、遺産  
の承継先などを決めておくのが遺言です。

なお、遺言執行者は、遺言で定められた  
承継についてしか手続きを行うことがで  
きません。

2020/9/24

6

### Ⅲ 死後事務委任と遺言執行の違い (死後事務委任)

死後事務委任は、

遺言と違って契約なので自由に取り決  
めることができます(遺言書記載の財  
産の承継以外のことに限る)。

葬儀は〇〇寺ですとか、直葬の方法  
を希望するとか、埋葬はどうするとか、  
お墓はどうしたい、自分のペットは  
誰々に引き継いでほしいとか、自由に  
決めておくことができるのです。

2020/9/24

7

### Ⅲ 死後事務委任と遺言執行の違い (死後事務委任)

死後事務委任は、

委任者の死亡によって即開始します。  
委任者が死亡すれば、遺体の引き取り・葬儀の手配・死亡届など、すぐにやらなければいけないことが山のように出てきます。**(死亡から時間が経ってから動き出す遺言執行者とはそこが違います。)**

2020/9/24

8

### Ⅳ 遺言と死後事務委任の備え

死後事務委任だけを作っておいても、財産承継の部分については対応できませんし、遺言だけ書いても死後事務については任せることができません。  
つまり、**自分の死後のことを網羅的に決めておくのなら、「遺言公正証書＋死後事務委任契約公正証書」という2つの公正証書を残しておく必要があります。**

2020/9/24

9

## IV 遺言と死後事務委任の備え

もし、身寄りがなく誰にも頼る人がいないというのなら、**遺言と死後事務委任についてセット**で、身内（親族）や第三者の専門家（弁護士や司法書士など）へ依頼をしておけば、自分の死後について誰にも迷惑をかける心配がなくなります。

2020/9/24

10

## V 死後事務委任契約の預託金について

死後事務委任契約は、

事務開始と同時に、葬儀や火葬・病院代の支払いなど、様々な費用が発生します。

上記の費用のために、一定額の金額を死後事務委任契約時に委任者から受任者に預託しておく必要があります。

これが、**預託金制度**です。

2020/9/24

11

## V 死後事務委任契約の預託金について

受任者に預託したお金（預託金）は、あくまでも委任者のものですので、受任者は自分の財産と**分別管理**をしなければいけないので注意が必要です。

ただ、費用だけではなく、受任者の報酬も含むんだ金額を預託することになります。

2020/9/24

12

## VI 死後事務委任契約の問題点

### 死後事務委任の問題点

1. 未だあまり認知されていない契約
2. 手続き保証の確保  
契約解除や解約金等の受領などの手続き保証が確保できない場合がある
3. 生前の預託金の保証（預り金の保証）
4. 死後事務委任の事務完了の保証
5. チェック機能の確保 など

2020/9/24

13

## おわりに

遺言、死後事務委任に関して、具体的に相談したい場合は、専門家（弁護士や司法書士など）に相談してみてもいいかがでしょうか？

**ご清聴ありがとうございました。**

**ご質問等があれば、  
遠慮なくお申し出下さい。**

2020/9/24